

木本高等学校・熊野青藍高等学校 生徒指導部規定

I 制服・頭髪等について

1. 制服について

A パターン(ブレザー&ズボン)

1. 熊野青藍高等学校指定のブレザー、ズボンとする。

(1)上衣(冬服)

①上衣を着用する際は、必ずネクタイカリボンを着用すること。

(2)上衣(夏服)

①指定のカッターシャツを着用すること。(長袖・半袖どちらでも可)

②シャツの上にベスト、カーディガン、セーターの着用を認める。色は華美でない無地のものとし、ワンポイントは認める。

③登下校もベスト・カーディガン、セーターのみの着用を認める。

※防寒具についてはブレザーの上から着用すること

B パターン(ブレザー&スカート)

1. 熊野青藍高等学校指定のブレザー、スカートとする。

(1)上衣(冬服)

①上衣を着用する際は、必ずネクタイカリボンを着用すること。

(2)上衣(夏服)

①指定のカッターシャツを着用すること。(長袖・半袖どちらでも可)

②シャツの上にベスト、カーディガン、セーターの着用を認める。色は華美でない無地のものとし、ワンポイントは認める。

③登下校もベスト・カーディガン、セーターのみの着用を認める。

※防寒具についてはブレザーの上から着用すること

2. 制服着用について

(1)期間

①冬服、夏服の着用期間は特に定めない。天候や体調に合わせて夏服、冬服を着用する。

(2)着こなし

①授業日等の登下校時は、必ず制服を着用する。

※ただし部活動終了後、あまりにも暑い場合や、体調面に影響する場合は、体操服、クラブジャージのみの着用を認める。

②カッターシャツはズボン・スカートから出ないように着用する。

③次にあげる学校行事の時は、ブレザーを着用する。

ア 入学式、卒業式

イ 始業式(1、3学期) 終業式(2学期) 修了式

ウ その他着用を指定された学校行事等

3. 靴について

(1)華美でない革靴、もしくは運動に適したもの。サンダル類は禁止とする。

4. ソックスについて

(1)色は極端に華美でないものとする。

(2)ストッキングの着用を認める。無地で色は華美でないものが望ましい。

5. ベスト・カーディガンについて

(1)色は華美でないものが望ましい。

6. 上履きについて

(1)本校が指定するゴムの部分の色で市販の学生用上履きであればメーカーは問わない。

7. 頭髪について

(1)奇抜な髪型は禁止する。

(2)パーマ、染毛、脱色、付け毛(エクステンション)、ひげ等は禁止する。

8. 防寒具について

(1)制服の上着の上に羽織るもので高校生としてふさわしいものとする。但し、華美・高価なもの(毛皮コート、皮ジャン、Gジャン、スカジャンなど)は禁止とする。

(2)マフラー、手袋、コート、ウインドブレーカー等とする。

(3)校内において着用は禁止する。

(4)ブレザー着用の場合のみ防寒着は認める。

9. 異装について

(1)ケガ等の諸事情により、所定の服装ができない、または、所定の服装の変更が必要な事情が生じた場合は、担任及び生徒指導部にその旨を申し出て異装届を提出すること。

10. その他

(1)化粧は禁止する。またピアス、指輪などの装飾品やカラーコンタクト、マニキュアなどの高校生活に不必要的ものは禁止とする。

(2)学業、クラブ活動等、高校生活に不必要的ものは、学校へ持てこない。

II 自転車通学に関する規定

1. 許可について

(1)自転車通学は、自宅から学校までの自転車通学を許可する。

(許可の手続き)

①所定の用紙(自転車通学許可願)を生徒指導部で受け取る。

②許可願を作成の上、生徒指導部へ提出する。

③生徒指導部より登録を受けた上、自転車通学許可のシールを受け取る。(代金が必要)

2. 厳守すべきこと

(1)自転車通学許可を受けた者は、必ず「許可シール」を自転車後部に貼り付ける。

(2)交通規則を守ること。特に信号無視・無灯火・2人乗り・2列通行・傘さし運転・携帯電話を操作したり、イヤホンなどで音楽を聴いたりしながら運転等の交通違反はしない。

(3)常に自転車の整備を怠らず、パンク等が発生しても登校時に十分間に合うように余裕を持って登校する。

(4)登校後は所定の場所に整理整頓し、「鍵」をかけておく。

(5)自転車の改造は禁止する。

(6)定期的に車体検査及び許可書確認を行ない、事故防止を徹底する。

(7)自転車は安全に注意して乗車する。また、自己の身体を守るためにヘルメット着用を推奨する。

※自宅から最寄りの駅、バス停まで自転車を使用する者も届けをすること。(許可シールは必要ない)

III アルバイトに関する規定

1. 基本方針

本校生徒のアルバイトについては、以下の条件を満たしている場合は届け出て行なうこととする。

アルバイトを行なう場合は、必ず「アルバイト届け出書」を生徒指導部に提出すること。

【条件】

- (1)長期休業中・土・日・祝日のみとする。但しテスト発表後から終了時までの土・日・祝日は禁止とする。
- (2)就業時間は1日8時間以内とし、午後10時までには帰宅していること。
- (3)保護者が生徒を管理できる範囲内であり、外泊等は伴わないこと。
- (4)単車・自動車等を使用する業務には就かないこと。(同乗運搬も含む)
- (5)パチンコ・スナック等の風俗営業、その他高校生にふさわしくないと思われる業務には就かないこと。
- (6)学業が著しく不振でないこと。
- (7)特別指導等の指導期間中はアルバイトをすることはできない。

2. その他

(1)3年生の学年末試験終了後の自宅学習中は【条件】を満たしていればアルバイトを認める。

(2)各学期の期末考査終了日から終業式・修了式までの平日のアルバイトは可とする。

IV 運転免許取得について

1. 二輪車の運転免許取得について

(1)高等学校在学中は、原則として二輪車等の運転免許取得を禁止する。ただし、次の条件に該当する場合は事情により許可することがある。

①鉄道・バス等の交通機関及び自転車の利用が極めて困難な地域からの通学者など、校長が特に止むを得ぬ事情があると認める者。

②その他校長が特に必要と認める者。

(2)原則として50cc以下に限るものとする。

(3)上記(1)・(2)の条件を満たす者で、運転免許を受けようとする場合は、保護者同伴のうえ校長に願い出るものとする。

(4)運転免許受験の際は、校長の発行する許可書を持参することとする。

2. 普通自動車運転免許の取得について

(1)免許取得の条件

①自動車学校に入校できるのは、夏休み以降で、進路決定者のみです。合格通知書などの正式な文書を持って、生徒指導部で手続きをすること。

②冬休み明け以降は、進路が決定していない場合でも入校を許可する。

(2)自動車学校通学の心得

①教習は土日祝日もしくは平日の放課後とし、授業に支障があつてはならない。授業時間中に教習を受けている場合は特別指導の対象になる。

②平日の放課後は、制服を着用して通学すること。

③自動車学校通学時は「自動車学校通学許可証」を常に携帯しておくこと。

④考査期間中は通学を禁止する。考査発表日に教習手帳を生徒指導部へ預けること。

⑤生徒指導部から連絡があれば教習手帳を提出して検査を受けること。

(3)修了検定と卒業検定の受検について

- ①平日に検定試験を受験する場合は必ず事前に担任に申し出ること。
- ②平日に検定を受検した場合は、欠席(公欠ではない)扱いとする。
- ③技能検定で不合格の場合(12時前には終わる)は学校に登校し、できる限りの授業を受けること。
- ④「検定試験受験証明書」へ自動車学校で受験日時と結果を記入してもらい、押印してもらうこと。

(4)自動車学校卒業後

- ①卒業式までに自動車学校を卒業した場合、「仮免許証」・「卒業証明書」を自動車学校に預けること。

(5)自動車学校卒業後の本試験受験について

- ①原則本試験受験は本校卒業式の翌日以降とする。ただし、申し出により2月第1水曜日と第3水曜日の熊野市内での出張試験が行われる場合は受験することができる。
- ②出張試験の合格者は、「免許証交付書類」・「仮免許証」を保護者管理とする。また、不合格の場合も、受験に必要な書類を卒業式当日まで保護者管理とする。
※普通自動車運転免許は卒業式の翌日以降の平日に所轄の警察署で引き換えることになる。
- ③和歌山県など、県外の本試験で合格した場合、免許証は卒業式の翌日まで保護者管理とする。

(6)合宿による運転免許取得は禁止とする。(自宅学習中も禁止)

令和7年 4月 1日 (改訂)